

議案第 5 1 号

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部改正について

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京
田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

（提案理由）

本件は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び乳児等通園
支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該基準を踏
まえて定めるこれらの条例について、所要の改正を行うため、提案するもので
ある。

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

（京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年京田辺市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 29 条第 3 項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を

いう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を

行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条中「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年京田辺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止

等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定及び第2条中京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
[京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）] <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、<u>支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。</u>）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。 （職員） 第29条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「<u>看護師等</u>」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4 <u>第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「<u>特定理学療法士等</u>」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 5 <u>前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>	[京田辺市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第1条関係）] <u>第13条 削除</u> （職員） 第29条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
（職員） 第 3 1 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 4 4 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>看護師等</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第 4 7 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所	（職員） 第 3 1 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第 4 4 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第 4 7 条 （略） 2 （略） 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所	

京田辺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
に勤務する<u>看護師等</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 <u>４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> <u>５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 附 則 第９条 前２条の規定を適用する時は、保育士（法第１８条の１８第３項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４項若しくは第４４条第３項若しくは第４項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>前２条の規定の適用がないものとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定される保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。</u> [京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第２条関係）] <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第１３条の２ 乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	に勤務する<u>保健師、看護師又は准看護師</u>を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 附 則 第９条 前２条の規定を適用する時は、保育士（法第１８条の１８第３項に規定する保育士登録を受けた者をいい、第２９条第３項若しくは第４４条第３項又は前２条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、<u>保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第２９条第２項又は第４４条第２項により算定されるものをいう。）の３分の２以上、置かなければならない。</u> [京田辺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第２条関係）]	国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正